

ちばぎんキャッシュカード規定（個人用）

（平成26年8月25日現在）

第1条．（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）、スーパー貯蓄預金および貯蓄預金20万円型について発行したちばぎんキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行の現金自動預金機（現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、スーパー貯蓄預金または貯蓄預金20万円型（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行の自動振込機（振込みを行うことができる現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行所定の支払機を使用して他の預金に振替をする場合。
- (5) 総合口座取引の普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードにより、総合口座の定期預金（以下「定期預金」といいます。）の払戻しをする場合および定期預金の満期時における解約を予約する場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

第2条．（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲とします。

第3条．（支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による預金の払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲とします。
なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 当行の支払機を使用して定期預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードおよび通帳を挿入し、届出の暗証および金額等を正確に入力してください。（カードのみでの払戻しは、できません。）
1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とし、払戻金は総合口座の普通預金に入金いたします。

なお、不適切なカードの使用または当行が必要と認めた場合等は、払戻しを停止させていただく場合

があります。

第4条．（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。

この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第5条．（支払機による他預金への振替）

(1) 支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、他の預金へ振替えをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。

この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

ただし、当行の支払機を使用して定期預金を払戻すと同時に総合口座の普通預金へ振替えをする場合には、本条項によらず、第3条第2項の手続によるものとします。

(2) 支払機による振替は、1円単位とし1回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

第6条．（自動機利用手数料等）

(1) 預金機を使用して預金の預入れをする場合、および支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 前項(1)の自動機利用手数料は、預入れ時または預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(3) 支払機または振込機を使用してスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合（第8条第2項により当行本支店の窓口でカードによりスーパー貯蓄預金の払戻しをする場合を含みます。）、当該スーパー貯蓄預金の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しを含みます。）が毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえる場合には、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定（スーパー貯蓄預金）に定める払戻回数超過手数料をいただきます。

(4) 前項の払戻回数超過手数料は、1か月分をとりまとめ当行所定の日に、通帳および払戻請求書なしで、当該預金口座から自動的に引落します。

(5) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第7条．（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

(1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人による定期預金の払戻しはできません。

第8条．（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名（署名）、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

第9条．（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預け入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第10条．（カード・暗証の管理等）

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第11条．（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第12条．（盗難カードによる払戻し等）

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を

確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第13条.(カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2) 暗証および代理人カードを発行している場合の代理人カードの暗証は、前項によるほか、預金機、提携先の支払機および振込機(以下「自動機」といいます。)を使用して変更することができます。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消するときも同様にお知らせします。
- (3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、自動機を使用するものとします。

第14条.(カードの再発行)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第15条.(カードの暗証の利用)

普通預金について発行したちばぎんキャッシュカードの届出の暗証は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行がホームページ上で提供するインターネット経由の「ちばぎんマイアクセス」の申込サービス

により、「ちばぎんマイアクセス」の申込みを行う場合。

なお、「ちばぎんマイアクセス」とは、契約者ご本人が電話機・パーソナルコンピュータ等を通じて、電話やインターネット等により振込・振替等の取引を行うことのできるサービスをいいます。

(2)その他当行所定の取引をする場合。

第16条．（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第17条．（解約、カードの利用停止等）

(1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)カードの改ざん、不正使用、第18条の規定に違反した場合など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。

この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3)次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

18条に定める規定に違反した場合

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第18条．（譲渡・質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第19条．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定（スーパー貯蓄預金）、貯蓄預金規定（貯蓄預金20万円型）および振込規定により取扱います。

第20条．（規定の変更）

この規定を変更する時は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更規定が発効するものとするお取扱いをさせていただく場合があります。

ICカード特約

1．（特約の適用範囲）

ICカードとは、ICチップで取引ができるキャッシュカード又はローンカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」または「ローンカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

2．（ICカードの利用）

(1) ICカードの利用は、以下の現金自動支払機（現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）で利用できます。

- ・ 当行の支払機のうちIC対応している支払機
- ・ ICチップによる取引を提携している提携先（当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等）の支払機で「IC対応」している支払機

(2) 前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は、磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3.（1日あたりの利用限度額）

ICチップによる取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

4.（故障等の対応）

前記2.(1)に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が発生した場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5.（発行手数料）

ICキャッシュカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。ただし、ICローンカードについては無料といたします。

生体認証特約

1.（特約の適用範囲）

生体認証とは、あらかじめICカード内に登録された、お客さまの生体情報（指静脈情報）をパターン化した生体認証情報（以下「生体情報（指静脈パターン）」）と、来店したお客さまの指の静脈パターンを照合して本人確認を実施する方法をいいます。ICカードのうち生体認証機能を搭載したものを「生体認証対応ICカード（以下「生体対応ICカード」といいます）」といいます。

この特約は、生体認証による取引を行うにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「ちばぎんキャッシュカード規定」、「ローンカード規定」及び「ICカード特約」の一部を構成するとともに同規定及び同特約と一体として取り扱われるものとします。

2.（生体認証対象口座）

- (1) 生体対応ICカードは、当行所定の預金口座または当座貸越口座（以下「生体認証対象口座」といいます）についてのみ利用できます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録または削除する場合は、当行所定の書面により届け出てください。

3.（生体情報の登録）

- (1) 生体認証取引は、当行所定の方法で生体対応ICカードの交付を受けた後、当行国内本支店窓口

て当行所定の方法で生体対応ICカード上のICチップ内に生体情報（指静脈パターン）を、生体認証情報として登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。

- (2) お客様の生体情報（指静脈パターン）は、お客様が所持する生体対応ICカード上のICチップ内に暗号化して保管し、銀行のシステムや端末等には保管いたしません。

4.（生体認証の利用）

- (1) 生体対応ICカードは、生体情報登録の有無及び現金自動支払機の種類に応じて、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」の3通りの取引があります。
- (2) 「生体認証取引」は、生体情報登録済みの生体対応ICカードで、IC対応している現金自動支払機のうち生体認証に対応している支払機及び窓口を設置した認証装置において利用できます。
- (3) 「生体認証取引」は、暗証の入力による認証に加え、生体情報（指静脈パターン）の照合を行い、その同一性を確認した上で、払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引を行います。
- (4) 生体情報登録済みの生体対応ICカードを、生体認証に対応していないIC対応の支払機で利用した場合、また、生体情報未登録の生体対応ICカードを、生体認証対応している支払機で利用した場合は、「生体認証によらないICチップによる取引」となります。
- (5) 生体情報登録済みの生体対応ICカードであっても、IC対応していない支払機で利用した場合、「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」となります。
- (6) 生体対応ICカードのICチップ上に保管された生体情報（指静脈パターン）は、本人確認以外の目的では利用いたしません。

5.（生体情報（指静脈パターン）の変更・削除）

登録された生体情報（指静脈パターン）の変更、削除を行う場合は、当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。当行は本人確認等、所定の手続きを行った上で、変更、削除を行います。

6.（カードの更新または再発行時の生体情報に関わる手続）

カードの更新や再発行により、新たな生体対応ICカードが発行された場合、古いカードは返却するとともに、すみやかに前記3.により、生体情報の登録を行ってください。

7.（1日あたりの利用限度額）

生体認証による取引における1口座1日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、生体対応ICカードは、「生体認証取引」「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」それぞれに1日あたりの限度額が設定され、「生体認証によらないICチップによる取引」「磁気ストライプ取引（磁気ストライプが併載されている場合）」について限度額を変更しまたは取引を停止することができます。

8.（代理人）

当行所定の手続により、代理人カード（法人副カードを含む）を発行することができます。（ただし、ローンカードは代理人は発行できません。）代理人が生体認証取引を行う場合、代理人の生体情報（指静脈パターン）を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人または代理人の本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。当行が代理人の確認を相応の注意

を持って行ったうへは、本人が指定された正式な代理人として、当行は生体情報（指静脈パターン）の登録をいたします。

9.（個人情報取扱の同意）

生体認証の申込者及び申込者の代理人は、当行が生体認証による本人確認を行うため、下記の場合に、自己の生体情報（指静脈パターン）を生体対応ICカード上のICチップ内に保管し、利用することに同意するものとします。

ICチップに生体情報（指静脈パターン）を登録する場合、またその情報を変更、削除、確認する場合

対象口座の預金等に関し、当行が認めた払戻し、振込、振替、借入、各種照会、諸届、暗証の変更その他当行所定の取引をする場合

以 上